長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例

上記議案を提出します。

平成28年12月6日

長与町長 吉 田 愼 一

## 提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例(平成27年条例第1号)の一部を 次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

名称	位置		
長与シーサイドパーク	長与町岡郷 6 1 4 番地 1 0 、 1 1 長与町斉藤郷 8 4 1 番地 5		

第4条を次のように改める。

(施設の構成)

第4条 シーサイドパークの施設の構成は、次に掲げるとおりとする。

施設名	場所	
フットサルコート	長与町岡郷614番地10	
イベント広場	長与町岡郷614番地10	
ミニイベント広場	長与町岡郷614番地11	
多目的広場	長与町斉藤郷841番地5	
駐車場1	長与町岡郷614番地11	
駐車場 2	長与町岡郷614番地10	
駐車場3	長与町岡郷614番地10	

第8条第1項中「第4条第1号から第3号まで」を「第4条の表」に改める。 別表2を次のように改める。

2 第4条の表に掲げる施設を占用して利用する場合の使用料

施設	区分	単位	金額
フットサルコート	町民	1 時間	540円
	町民以外		1,080円
イベント広場	町民		1,080円
	町民以外		2, 160円
ミニイベント広場	町民		540円
	町民以外		1,080円
多目的広場	町民	全面・1時間	1,080円
		半面・1時間	540円
	町民以外	全面・1時間	2, 160円
		半面・1時間	1,080円

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の規定は、 この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る 使用料については、なお従前の例による。